

ゼロ災 大阪『安全見える化運動』

★趣旨

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の構築を目指し、自主的に安全衛生活動を実践していく職場風土、安全文化を構築していくための啓発活動です。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するため、安全の見える化の普及促進を図ることにより、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動等を積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な現場・職場の実現を図ろうとするものです。

このため、大阪労働局、管内労働基準監督署、各労働災害防止団体及び関係者が連携し、積極的に本運動を展開しています。

★スローガン

見ること「気づき」から「考動」へ

職場において、「見ること」がきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる、より安全を優先する「思考」や「行動」につながる。

このような観点から、本スローガンにより「安全見える化運動」を展開することとする。



★期間

平成25年度から5か年

★主唱者

大阪労働局及び管内労働基準監督署

★協賛者

公益社団法人 大阪労働基準連合会
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター
中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター
中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
建設業労働災害防止協会 大阪府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大阪総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 大阪府支部
一般社団法人 日本ボイラ協会 大阪支部
一般社団法人 日本クレーン協会 近畿支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 大阪府支部
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 大阪支部

★協力者

公益社団法人 関西経済連合会
大阪商工会議所
大阪府中小企業団体中央会

一般社団法人 大阪建設業協会
一般社団法人 大阪府トラック協会



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

★実施事項

(当該期間中に事例を参考に「安全の見える化」を推進しましょう。)

このリーフレットに掲載している事例の他にも多くの事例があり、大阪労働局のホームページのトップページ「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」からダウンロードしていただけます。
各社の安全衛生活動にご自由にお使いください。

安全衛生管理体制の見える化

安全衛生管理体制を見る化する取組



2012年度 エンターテイメント・オペレーション部 安全衛生推進者



ベニーの安全は、
私たちにご相談ください！！

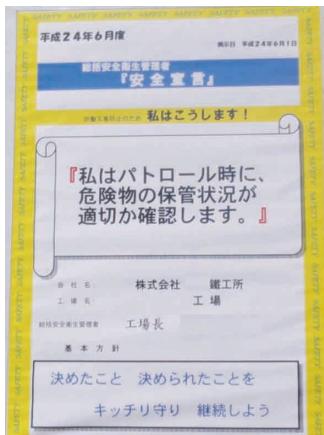


〈安全衛生メンバーの紹介〉

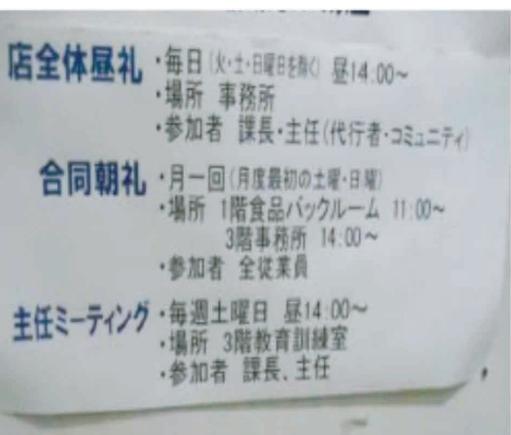
安全衛生活動の見える化

安全衛生活動を見る化する取組

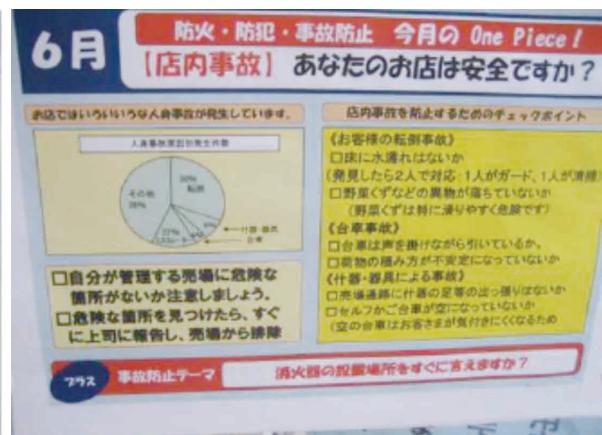
〈工場長の取組〉



〈全員への周知〉



〈活動内容の掲示〉



安全衛生情報の見える化

資料・知識・情報等を見る化する取組



〈整頓方法などを掲示〉



〈イラストで注意喚起〉



〈通行区分の明示〉



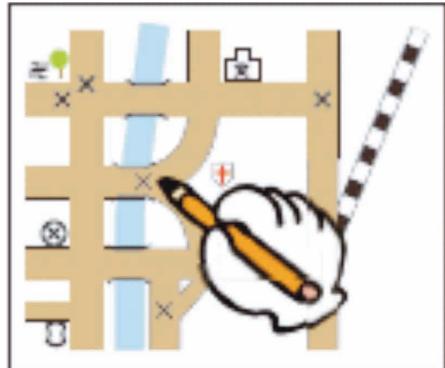
〈色付きの輪止め〉



危険を防止するための見える化

危険場所等を見る化する取組

交通安全情報マップ



健康障害を防止するための見える化

腰痛予防、熱中症対策を見える化する取組



年間安全衛生計画（平成 年度）

リスクアセスメント等の見える化

リスクアセスメントの実施を見える化する取組



大阪労働局労働災害防止推進計画(抜粋)

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指します。

計画の目標

① 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死者の数を12%以上減少させること

② 平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を14%以上減少させること

重点施策

社会の変化と安全衛生施策の方向性を踏まえて、以下の4つを重点施策とする。

- ① 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- ② 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- ③ 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- ④ 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

重点とする対象業種＆健康確保・職業性疾病対策

○第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）対策

第三次産業については、特に労働災害発生件数の多い小売業、飲食店や近年増加傾向が著しい社会福祉施設（介護施設）に重点的に取り組みます。また、第三次産業の労働災害防止対策を進める上では、責任者を明確にして安全衛生管理を強化する必要があることから、効果的な安全衛生管理体制の構築を指導します。

○陸上貨物運送事業対策

陸上貨物運送事業の死亡災害の約半数を占める交通労働災害を防止するため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知徹底します。また、陸上貨物運送事業の死傷災害のうち、7割以上を占める荷役作業時における労働災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知・普及します。

○建設業対策

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の周知を図るとともに、足場の組立て作業や鉄骨建方作業等において、二丁掛安全帯（二丁掛ハーネスを含む）の使用を促進します。さらに、安全帯に蛍光マーカーを取り付ける等により、その使用の促進を図ります。

○製造業対策

死亡災害や障害の残る災害につながりやすい、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場に対して、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者に対して改善を促進します。

○化学物質による健康障害防止対策

化学物質による健康障害防止のためには、化学物質の有害性や取扱い方法の情報を得、情報に基づく適切なばく露防止措置を講じることが重要であることから、化学物質の製造メーカー、問屋、販売店に対し有害性等の表示とSDSの確実な交付及びこれらに基づく事業場における自主的な化学物質管理の推進を図ります。

○メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者自身によるセルフケアが重要であり、併せて日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応出来るようにすることも重要であるため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき労働者自身によるセルフケアを促進するとともに、事業者による管理監督者と労働者への教育研修、事業場の現状把握と改善等の推進を図ります。

○過重労働対策

事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進を図ります。

○腰痛予防・熱中症対策

腰痛発生件数の多い社会福祉施設、小売業に対しては、「第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）対策」に併せ、また、陸上貨物運送事業に対しては「陸上貨物運送事業対策」に併せてそれぞれの業種に適した腰痛予防対策を推進します。

熱中症については、熱中症が多発する時期に集中して「熱中症予防対策要綱」（平成21年大阪労働局策定）による取組の徹底を図ります。

○受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るために事業者に対する啓発及び効果的な支援を実施することにより、受動喫煙防止対策を普及・促進します。また、職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店等対応が困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を推進します。

○粉じん障害防止対策

第8次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接作業、岩石等の裁断作業等に係る粉じん障害防止対策を推進するとともに、粉じん則等で規定する特定の作業以外においても電動ファン付き呼吸用保護具の使用を勧奨します。